

Abeanary 通信

～トピックス～

1. **－相続税の債務控除－『確実な債務』**
2. **税務カレンダー（2025年10月、11月の税務）**
3. **おススメ書籍のご紹介**

経営者の名言シリーズ

恐るべき競争相手とは、あなたを全く気にかけることなく
自分のビジネスを常に向上させ続ける人間のことを言う

ヘンリー・フォード（フォード創業者）

※経営者100の言葉より引用

－相続税の債務控除－『確実な債務』

相続税の申告では被相続人の債務は相続財産から控除されます。この場合、控除される債務は「確実な債務」に限るとされています。被相続人の借入金も控除される債務の代表例ですが、その債務が相続の後に債務免除の対象となっていた場合、債務控除できるのでしょうか。

◆確実な債務の要件

債務控除を受けるためには、債務が存在していること、及び債権者より債務弁済の履行が義務づけられていることが要件とされており、この要件を満たす債務を「確実な債務」と呼んでいます。

◆債務免除は担税力を減殺しない

相続税は財産を取得した相続人に担税力を認めて課税されます。また、被相続人の借入金は相続財産から弁済して担税力が減殺されるので遺産総額から債務額を控除することになります。しかし、その債務が免除されることが確実とされる場合、担税力は減殺されないため債務控除は認められないことになります。

◆債務免除に停止条件がある場合

被相続人の借入金のうち一定金額を期日までに弁済すれば、残額は弁済を免除する停止条件が借入契約に付されていた場合、その成就がほぼ確実であると見込まれるときは

債務控除を認めない判例があります。

しかし、被相続人の死亡時に債務免除に必要な弁済が未達であれば、相続人に弁済の履行義務があるので、残債務は「確実な債務」と言えるのではないのでしょうか。

◆債務免除は確実な債務でないとされた裁判

実際の裁判事例です。相続人は被相続人の16億円の借入債務を引き継ぎ、銀行との和解による債務免除に必要な金額を弁済して残額約9億円の免除を受けました。そして相続税の申告では相続開始時に債務免除を受けることは確実であったとして約9億円の残債務について債務控除せず、増加した純資産額に対する相続税を負担しました。ところが債務免除益にも所得税が課税されて二重課税となったため、相続人は所得税の非課税を求めて訴訟を起こしました。

一審、二審では相続人の資産状況から債務免除に必要な分割金は優に支払うことができ、残債務9億円は「確実な債務」でなかったとされました。しかし、相続人が仮に相続時に停止条件が成就していなかったことを理由に債務免除部分の債務を「確実な債務」として申告していた場合、裁判は同じ展開になったのか疑問が残ります。

※記事提供元：ゆりかご倶楽部「税務会計トピックス」

2025年10月の税務

10月10日

●9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

10月15日

●特別農業所得者への予定納税基準額等の通知

10月31日

●8月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費

税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞

●2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●2月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

●消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞

●消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（6月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

○個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第3期分）

（10月中において市町村の条例で定める日）

2025年11月の税務

11月10日

●10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

11月17日

●所得税の予定納税額の減額申請

12月1日

●所得税の予定納税額の納付（第2期分）

●特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付

●9月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞

●3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●3月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

●消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞

●消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（7月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

○個人事業税の納付（第2期分）（11月中において都道府県の条例で定める日）

おすすめ書籍のご紹介

うまくいく人は自分にやさしい



ジャンル 自己啓発・マインド

著者 今井孝

出版社 KADOKAWA

出版日 2025年06月19日

評点

総合	3.7	★★★★★	明瞭性	4.0	★★★★★
革新性	3.5	★★★★★	応用性	3.5	★★★★★

「今の自分が好き」と言える人は、どれくらいいるだろうか。よく「日本人の自己肯定感は低め」と言われるが、誰もがどこかに劣等感を抱え、ダメな自分を恥じている部分はあるようだ。

しかし、世の中には「自分のことが好き」な人たちもいる。本書によると、その代表格は「成功者」。そう聞くと「成功したからそう言えるんでしょ」と思うかもしれないが、そうではないという。「成功したから自分が好きになった」のではなく、「自分が好きだから成功した」——つまり、順番が逆なのである。

「自分のことが好きな人」とは、「自分にやさしい人」でもある。そもそも「自分にやさしくする」とは、ダラダラと自堕落な生活を送ることではない。ダメな部分も受け入れて、「今の自分」を起点に夢を描いたりチャレンジしたりする。そうして楽しみながら行動しているうちに、自然と理想の人生が手に入るのだという。

書籍要約サービス「フライヤー」の詳細・お申込みはこちら



◆◆◆詳細が気になった方は、「フライヤー」をご利用ください◆◆◆

株式会社アビーナリーマネジメント
税理士法人アビーナリーマネジメント
株式会社アビーナリーネクスト



〒980-0811
仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー7F
TEL: 022-225-5090
FAX: 022-225-5091